平成２３年（フ）第１０５５号
名古屋市南区五条町３丁目31番地　五条住宅307号
債務者　須﨑　澄江（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７９号
愛知県愛知郡東郷町春木台２丁目10番地17ネオアージュ東郷Ｂ棟102号
債務者　野村　和寛
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１７号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺105号
債務者　佐藤　良則
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６３号
名古屋市南区桜台２丁目10番７号　ヴェルジュ桜台301号
債務者　煙石　大樹
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７号
三重県伊賀市上野鉄砲町2364番地の１
債務者　村山　秀子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第６７号
滋賀県東近江市沖野１丁目４番13号　ハイツレタス壱番館２－Ｄ号室、前住所滋賀県大津市平津２丁目18番65―206号　平津二丁目団地、前々住所滋賀県大津市別保１丁目10－８ロイヤルハイツ302
債務者　朝間　直美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市滝山453番地４　今井アパート４号
債務者　野﨑　義輝
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市的場113番地11
債務者　金子　和光
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
島根県出雲市大津町287番地６　レオパレス結203
債務者　坂本　和憲
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３４１号
広島市東区牛田東２丁目16番20―602号
債務者　土谷　健一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０４号
広島県東広島市安芸津町三津5789番地22
債務者　平本　和美（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７２号
広島市西区草津東２丁目７番24―301号　横山ビル
債務者　井上　勝弘
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５１号
広島県山県郡北広島町有田372番地
債務者　能海　景子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７９号
広島県東広島市入野中山台２丁目６番17号
債務者　加川　倍美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０２号
広島市安佐北区落合１丁目19番35―４号
債務者　南原　良治
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０７号
広島県安芸郡熊野町石神18番10―203号
債務者　河野　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部